

江戸川区議会に情報公開の是正を求める陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 101 号

受理年月日 平成 29 年 9 月 19 日

付託年月日 平成 29 年 9 月 26 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区議会が、この情報化社会において前代未聞の条例を制定し、江戸川区民の権利である情報公開をやりにくくしているのは、既に新聞等での報道のとおりであります。近年、政務活動費等の不正使用で、刑事事件に発展し、起訴されている事件もあります。当区の区民により選ばれた各議員らにおいては、いかなる不正も存在しないものと推察しますが、江戸川区議会に対する行政文書の開示請求については、黒塗り文書を閲覧させると、区議会事務局の職員は言います。

しかし、わたしが閲覧したいのは、不必要に黒塗りされた文書の写しではなく、文書の原本の閲覧を求めているのです。

原本の文書を閲覧させることは、当然のことであり、写しを作成して黒塗り文書を作成するというところこそ、無駄な作業であると考えます。

印影等は、500枚で100円程度のふせんの添付で充分対応可能なはずですし、現にそのような対応をしている自治体もあると聞いています。

このような、世間の笑い者になるような隠蔽工作を加速させるような議会を含む行政文書の開示手続きは、江戸川区議会から直ちに改善していただけるよう強く陳情を求める次第です。具体的には、下記のとおりです。

記

- 1 区議会の文書(江戸川区、監査委員会等も含む)の黒塗りの写しの作成そのものを直ちにやめて、写しを求めない開示請求人に無駄な費用の負担をさせない(原本を閲覧させる)こと。
- 2 頓珍漢な行政文書の開示手続きを、東京都の他の特別区や、その区民に軽蔑されるようなことのない手続きに改善されたい。